

横浜市斎場条例施行規則（昭和55年3月横浜市規則第20号）新旧対照表

現行	改正後
<p>(第1条省略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(斎場・葬祭ホールの使用許可の申請等)  <u>第2条</u> 条例第2条第1項の規定により斎場の使用（人体の一部に係るものを除く。）の許可を受けようとする者又は条例第5条第2項の規定により葬祭ホールの使用の許可を受けようとする者は、斎場・葬祭ホール使用許可申請書（第1号様式）に火葬許可証又は改葬許可証を添えて、市長に提出しなければならない。</p>	<p>(第1条省略)</p> <p><u>(指定管理者の公募)</u>  <u>第2条</u> 市長は、条例第2条第2項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。</p> <p><u>(指定申請書の提出等)</u>  <u>第3条</u> 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。  <u>2</u> 前項の申請書には、条例第2条第3項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。  <u>(1)</u> 定款、規約その他これらに類する書類  <u>(2)</u> 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書  <u>(3)</u> 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書  <u>(4)</u> 当該斎場の管理に関する業務の収支予算書  <u>(5)</u> その他市長が必要と認める書類</p> <p>(斎場・葬祭ホールの使用許可の申請等)  <u>第4条</u> 条例第5条第1項の規定により斎場の使用（人体の一部に係るものを除く。）の許可を受けようとする者又は条例第9条第2項の規定により葬祭ホールの使用の許可を受けようとする者は、斎場・葬祭ホール使用許可申請書（第2号様式）により市長（条例第2条第1項の規定により同項第1号に掲げる業務を同項に規定する指</p>

2 条例第2条第1項の規定により人体の一部に係る斎場の使用の許可を受けようとする者は、斎場使用許可申請書（人体の一部用）（第1号様式の2）に医師の証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

（第3項省略）

4 斎場の使用の順序は、条例第2条第1項の規定による許可の順による。

（使用料の後納）

第3条 条例第3条第2項ただし書（条例第5条第6項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により使用料を後納とすることができる場合は、国又は地方公共団体が使用するとき、その他市長が特に必要と認めるときとする。

2 条例第3条第2項ただし書の規定により後納とすることができる<sup>とされた</sup>使用料は、市長が指定する期限までに納付しなければならない。

（領収書）

第4条 金銭登録機により使用料を領収したときは、領収書（第2号様式）を納付者に交付する。

定管理者に行わせる場合にあつては、当該指定管理者。以下この条において同じ。）に申請しなければならない。この場合において、当該申請者は、市長が定める日までに、火葬許可証又は改葬許可証を提出しなければならない。

2 条例第5条第1項の規定により人体の一部に係る斎場の使用の許可を受けようとする者は、斎場使用許可申請書（人体の一部用）（第3号様式）により市長に申請しなければならない。この場合において、当該申請者は、市長が定める日までに、医師の証明書を提出しなければならない。

（第3項省略）

4 斎場の使用の順序は、条例第5条第1項の規定による許可の順による。

（使用料の後納）

第5条 条例第6条第2項ただし書（条例第9条第6項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により使用料を後納とすることができる場合は、国又は地方公共団体が使用するとき、その他市長が特に必要と認めるときとする。

2 条例第6条第2項ただし書の規定により後納とすることができる<sup>とされた</sup>使用料は、市長が指定する期限までに納付しなければならない。

（領収書）

第6条 金銭登録機により使用料を領収したときは、領収書（第4号様式）を納付者に交付する。

(使用料の減免)

第5条 条例第3条第3項 (条例第5条第6項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書 (第3号様式) に使用料の減免を受けようとする事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第3条第3項の規定により使用料の減免を承認したときは、使用料減免承認書 (第4号様式) を申請者に交付する。

(小動物の焼却施設の使用許可の申請)

第6条 条例第7条第2項において準用する条例第2条第1項の規定により小動物の焼却施設の使用の許可を受けようとする者は、小動物の焼却施設使用許可申請書 (第5号様式) を市長に提出しなければならない。

(休場日及び利用時間)

第7条 (本文省略)

(委任)

第8条 (本文省略)

(新設)

(使用料の減免)

第7条 条例第6条第3項 (条例第9条第6項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書 (第5号様式) に使用料の減免を受けようとする事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第6条第3項の規定により使用料の減免を承認したときは、使用料減免承認書 (第6号様式) を申請者に交付する。

(小動物の焼却施設の使用許可の申請)

第8条 条例第11条第2項において準用する条例第5条第1項の規定により小動物の焼却施設の使用の許可を受けようとする者は、小動物の焼却施設使用許可申請書 (第7号様式) を市長に提出しなければならない。

(休場日及び利用時間)

第9条 (本文省略)

(委任)

第10条 (本文省略)

附 則 (令和6年4月規則第50号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(新設)

第1号様式(第3条第1項)

第1号様式(第3条第1項)

指 定 申 請 書

年 月 日

(申請先)  
横 浜 市 長

所 在 地  
申 請 者 団 体 名  
代 表 者 氏 名

次の斎場の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(施設名) 横浜市 斎場

(注意) 申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに  
前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該斎場の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(A4)

第1号様式 (第2条第1項)

第1号様式(第2条第1項)

斎場・葬祭ホール使用許可申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 住 所  
氏 名  
(死亡者との続柄)  
電 話

斎場・葬祭ホールを使用したいので、次のとおり申請します。

使 用 目 的	1 火 葬	2 通 夜	3 告 別 式	4 通夜又は告別式に準ずるもの
死亡者、死胎児については父母	住 所			
	氏 名		性別	男・女
出生(分娩)年月日	年 月 日	年齢	歳( 箇月)	
死 因	<input type="checkbox"/> 一類感染症等 <input type="checkbox"/> その他			
死亡年月日時分	年 月 日	時 分		
死亡(分娩)場所				
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 火葬許可証 <input type="checkbox"/> 減免申請書 <input type="checkbox"/> その他			
種 別	使 用 年 月 日	使 用 料	備 考	
火 葬	年 月 日	円		
休 憩 室	年 月 日	円		
通 夜	年 月 日	円		
告 別 式	年 月 日	円		
通夜又は告別式に準ずるもの	年 月 日	円		

(注意) 通夜又は告別式(通夜又は告別式に準ずるものを含みます。)については、それぞれ2日以上にわたって使用することはできません。

(A4)

第2号様式 (第4条第1項)

第2号様式 (第4条第1項)

斎場・葬祭ホール使用許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住 所  
氏 名  
(死亡者との続柄)  
電 話

斎場・葬祭ホールを使用したいので、次のとおり申請します。

目 的	1 火 葬	2 通 夜	3 告 別 式	4 通夜又は告別式に準ずるもの
死亡者、死胎児については父母	住 所			
	氏 名		性別	男・女
出生(分娩)年月日	年 月 日	年齢	歳( 箇月)	
死 因	<input type="checkbox"/> 一類感染症等 <input type="checkbox"/> その他			
死亡年月日時分	年 月 日	時 分		
死亡(分娩)場所				
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 火葬許可証 <input type="checkbox"/> 減免申請書 <input type="checkbox"/> その他			
種 別	使 用 年 月 日	使 用 料又は利用料金	備 考	
火 葬	年 月 日	円		
休 憩 室	年 月 日	円		
通 夜	年 月 日	円		
告 別 式	年 月 日	円		
通夜又は告別式に準ずるもの	年 月 日	円		

(注意) 通夜又は告別式(通夜又は告別式に準ずるものを含みます。)については、それぞれ2日以上にわたって使用することはできません。

(A4)

第1号様式の2 (第2条第2項)

第1号様式の2(第2条第2項)

斎場使用許可申請書(人体の一部用)

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

斎場を使用したいので、次のとおり申請します。

内 容			
数 量			
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 医師の証明書 <input type="checkbox"/> 減免申請書 <input type="checkbox"/> その他		
種 別	使 用 年 月 日	使 用 料	備 考
人 体 の 一 部	年 月 日	円	
休 憩 室	年 月 日	円	

(A4)

第3号様式 (第4条第2項)

第3号様式 (第4条第2項)

斎場使用許可申請書 (人体の一部用)

年 月 日

(申請先)

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

斎場を使用したいので、次のとおり申請します。

内 容			
数 量			
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 医師の証明書 <input type="checkbox"/> 減免申請書 <input type="checkbox"/> その他		
種 別	使 用 年 月 日	使 用 料 又 は 利 用 料 金	備 考
人 体 の 一 部	年 月 日	円	
休 憩 室	年 月 日	円	

(A4)

第2号様式 (第4条)

第2号様式(第4条)

領 収 書

横浜市現金出納員  
横浜市 斎場長

次の金額を領収しました。

日付

番号          金額          区分

(備考) この様式は、金銭登録機によるものである。

第4号様式 (第6条)

第4号様式 (第6条)

領 収 書

横浜市現金出納員  
横浜市 斎場長

次の金額を領収しました。

日付

番号          金額          区分

(備考) この様式は、金銭登録機によるものである。

第3号様式 (第5条第1項)

第3号様式(第5条第1項)

使用料減免申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 住 所  
氏 名

斎場使用料の減免を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

	使 用 料	減 免 額	納 付 額
火 葬	円	円	円
休 憩 室	円	円	円
通 夜	円	円	円
告 別 式	円	円	円
通夜又は告別式に準ずるもの	円	円	円
人 体 の 一 部	円	円	円
減 免 事 由			

(A4)

第5号様式 (第7条第1項)

第5号様式 (第7条第1項)

使用料減免申請書

年 月 日

(申請先)  
横浜市長

申請者 住 所  
氏 名

斎場使用料の減免を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

	使 用 料	減 免 額	納 付 額
火 葬	円	円	円
休 憩 室	円	円	円
通 夜	円	円	円
告 別 式	円	円	円
通夜又は告別式に準ずるもの	円	円	円
人 体 の 一 部	円	円	円
減 免 事 由			

(A4)

第4号様式(第5条第2項)

第4号様式(第5条第2項)

使用料減免承認書

年 月 日

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました畜場使用料の減免については、次のとおり承認します。

	使用料	減免額	納付額
火葬	円	円	円
休憩室	円	円	円
通夜	円	円	円
告別式	円	円	円
通夜又は告別式に準ずるもの	円	円	円
人体の一部	円	円	円

(A4)

第6号様式(第7条第2項)

第6号様式(第7条第2項)

使用料減免承認書

年 月 日

様

横浜市長



年 月 日に申請のありました畜場使用料の減免については、次のとおり承認します。

	使用料	減免額	納付額
火葬	円	円	円
休憩室	円	円	円
通夜	円	円	円
告別式	円	円	円
通夜又は告別式に準ずるもの	円	円	円
人体の一部	円	円	円

(A4)

